平成２９年（フ）第１号
青森県黒石市京町27番地　ロイヤルハイツ京町105号
債務者　齋藤　絹江
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１９８２号
名古屋市瑞穂区大喜町２丁目29番地　リヴェール瑞穂103号
債務者　佐藤　浩崇
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０２６号
名古屋市中村区烏森町４丁目61番地　スプレンドール・イルフィオーレ203Ｃ
債務者　阪井　直之
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２３号
神奈川県足柄上郡山北町山市場93番地
債務者　佐藤　千晴
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３２号
神奈川県厚木市王子１丁目３番３号
債務者　尾島百合枝
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３６号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1105番地
債務者　鈴木　俊一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３７号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島603番地11
債務者　鈴木　　要
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２号
千葉県松戸市上本郷301番地の96
債務者　榊原　洋子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３号
沖縄県那覇市字真地259番地３
債務者　比嘉　千晃
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２４７号
東京都新宿区百人町４丁目４－２－303
債務者　平田　　均
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７３号
東京都多摩市関戸６丁目８－16－101
債務者　岡崎　　徹
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７４号
東京都品川区南大井２丁目11－４－508
債務者　宇部　寛子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２６３号
東京都日野市平山４丁目18番地の１都営日野平山４丁目アパート４－102
債務者　相良くるみ（旧姓奈良・江澤）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３９１号
静岡県浜松市東区下石田町1614番地の１　ラバト101、前住所静岡県浜松市東区恒武町237番地の１
債務者　梅田　翔子（旧姓朝日）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５３３号
岡山県玉野市宇野４丁目18番３号
債務者　野木　　建
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５１号
岡山市東区西大寺北936番地２西大寺北市営住宅２番館２号、住民票上の住所岡山市東区西大寺北936番地２
債務者　藤本　真也
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部